

身体障害者診断書・意見書（聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能障害用）

氏名	明治 大正 昭和 年 月 日生 平成 () 歳	男・女															
住所																	
①障害名（部位を明記）																	
②原因となった 疾病・外傷名 交通、労災、その他の事故、戦傷 戦災、疾病、先天性、その他（ ）																	
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所																	
④参考となる経過・現症（エックス線写真及び検査所見を含む。）																	
障害固定又は障害確定（推定） 年 月 日																	
⑤総合所見																	
〔将来再認定 要（ 年 月 ）・不要〕 ※再認定は、将来障害程度の軽減が見込まれる場合のみ必ず記入してください。																	
⑥その他参考となる合併症状																	
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。 年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名 印 ※診断書は、身体障害者福祉法第15条の指定医師により作成してください。																	
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に																	
•該当する •該当しない		<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>1</td><td>聴覚</td><td>級</td></tr> <tr><td>2</td><td>平衡</td><td>級</td></tr> <tr><td>3</td><td>音声言語</td><td>級</td></tr> <tr><td>4</td><td>そしゃく</td><td>級</td></tr> <tr><td colspan="2">総合等級</td><td>級</td></tr> </table>	1	聴覚	級	2	平衡	級	3	音声言語	級	4	そしゃく	級	総合等級		級
1	聴覚	級															
2	平衡	級															
3	音声言語	級															
4	そしゃく	級															
総合等級		級															
注意 1 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例（咬合異常によるもの）については、別途「歯科医師による診断書・意見書」を添付してください。 2 障害名には現在起こっている障害、例えば聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害の別を記入し、障害の類型（内耳性難聴、小脳性失調、喉頭摘出、失語症、ろうあ、中枢性○○、咬合異常等）がわかられば付記してください。 3 障害区分や等級決定のため、三重県から改めて問合せする場合があります。																	

※該当する障害のみご記入ください。(1聴覚、2平衡、3音声言語、4そしゃく)

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) 聴力(会話音域の平均聴力レベル)

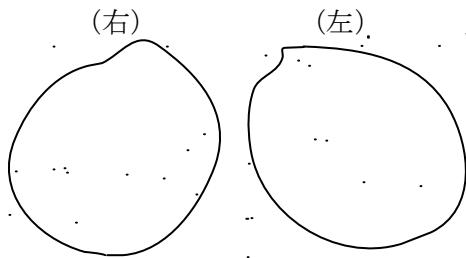
右	d B
左	d B

平均聴力は4分法により算定し、100 dBの音が
聴き取りできない場合は、当該値を 105 dBとして
置換えて算定すること。

(2) 障害の種類

伝音性難聴
感音性難聴
混合性難聴

(3) 鼓膜の状態



(5) 身体障害者手帳(聴覚障害)の所持状況

(有・無)

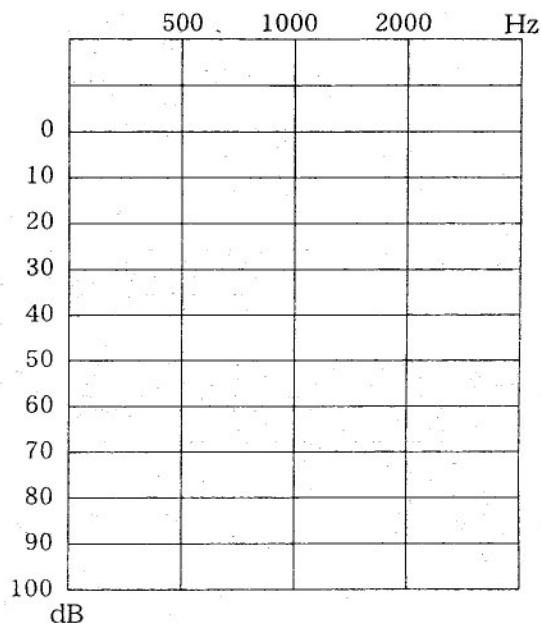
(注) 2級と診断する場合、記載すること。

(4) 聴力検査の結果(イは必要に応じて記載する)

ア 純音による検査

オージオメーターの型式_____

オージオメーターは、JIS規格によるものを使用すること。聴力図には気導域値のみでなく、骨導域値も必ず記載すること。



イ 語音による検査

語音明瞭度

右	左	右	左
d B	%	d B	%
d B	%	d B	%
d B	%	d B	%

両側それぞれの最高語音明瞭度がわかるように、概ね気導域値+30 dBから最高100 dBまでの測定結果をすべて記入すること。

2 「平衡機能障害」の状態および所見

障害の状態は該当するものに✓をつけ、所見欄にはその症状を裏付ける医学的所見を記載すること。

(1) 障害の状態

閉眼にて起立不能、又は閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒もしくは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない。

閉眼で直線を歩行中10m以内に転倒又は著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない。

(2) 所見

3 「音声言語機能障害」の状態および所見 (無喉頭による音声機能喪失の場合は記入不要)

(1) コミュニケーション活動の場とレベルからみた意志疎通困難の程度

該当するものに✓をつけ、その他については、()内に記入すること。

- 家庭において、家族又は肉親との会話の用をなさない。(日常会話は誰が聞いても理解できない。)
- 家族又は肉親との会話は可能であるが、家庭周辺において他人にはほとんど用をなさない。
- その他 ()

(2) 日常生活におけるコミュニケーション活動の具体的状況例

次の各項について、該当するものを○でかこむ。

《具体例》	《理解面》	《表出面》
本人や家族の名前が、 住所・日付・時間が、 部屋の中の物品名が、 日常生活動作に関する指示が、 〃訴えが、 身体的訴えが、	わかる・わからない わかる・わからない わかる・わからない わかる・わからない	言える・言えない 言える・言えない 言える・言えない できる・できない できる・できない
病状・病歴の説明が、 問診の質問が、 訪問者の用件が、 電話での話が、 道順が、 おつかいが、 用件を家族に、	理解できる・できない わかる・わからない わかる・わからない わかる・わからない 理解できる・できない	できる・できない 伝えられる・伝えられない 応答できる・できない 尋ねられる・尋ねられない 言葉でできる・できない 伝えられる・伝えられない

4 「そしゃく機能障害」の状態及び所見

(1) 障害の程度及び検査所見

下の「該当する障害」の□に、✓を入れ、さらに①又は②の該当する□に、✓又は□内に必要事項を記述すること。

なお、小腸機能障害を併せもつ場合については、必要とされる栄養摂取の方法等が、どちらの障害によるものであるか等について詳細に診断し、該当する障害について認定することが必要である。

- 「該当する障害」 {
- そしゃく・嚥下機能の障害
→「①そしゃく・嚥下機能の障害」に記載すること。
 - 咬合異常によるそしゃく機能の障害
→「②咬合異常によるそしゃく機能障害」に記載すること。

①そしゃく・嚥下機能の障害

a 障害の程度

- 経口的に食物等を摂取できないため、経管栄養を行っている。
- 経口摂取のみでは充分に栄養摂取ができないため、経管栄養を併用している。
- 経口摂取のみで栄養摂取ができるが、誤嚥の危険が大きく摂取できる食物の内容・摂取方法に著しい制限がある。
- その他

b 参考となる検査所見

ア各器官の一般的検査

〈参考〉 各器官の観察点

- ・口唇・下顎：運動能力、不随意運動の有無、反射異常ないしは病的反射
- ・舌：形状、運動能力、反射異常
- ・軟 口 蓋：挙上運動、反射異常
- ・声 带：内外転運動、梨状窩の唾液貯留

- 所見 (上記の□内の「各器官の観察点」に留意し、異常の部位、内容、程度等を詳細に記載すること。)

イ嚥下状態の観察と検査

<参考1>各器官の観察点

- ・口腔内保持の状態
- ・喉頭挙上と喉頭内腔の閉鎖の状態
- ・口腔から咽頭への送り込みの状態
- ・食道入口部の開大と流動物(bolus)の送り込み

<参考2>摂取できる食物の内容と誤嚥に関する観察点

- ・摂取できる食物の内容(固形物、半固形物、流動食)
- ・誤嚥の程度(毎回、2回に1回程度、数回に1回、ほとんど無し)

○観察・検査の方法

エックス線検査()

内視鏡検査()

その他()

○所見(上記の[]内の<参考1>と<参考2>の観察点から、嚥下状態について詳細に記載すること。)

②咬合異常によるそしゃく機能の障害

a 障害の程度

著しい咬合障害があり、歯科矯正治療等を必要とする。(「歯科医師による診断・意見書」を添付)

その他

b 参考となる検査所見(咬合異常の程度及びそしゃく機能の観察結果)

ア咬合異常の程度(そしゃく運動時又は安静位咬合の状態を観察する。)

イそしゃく機能(口唇・口蓋裂では、上下顎の咬合関係や形態異常等を観察する。)

(2) その他(今後の見込み等)

(3) 障害程度の等級(下の該当する障害程度の等級の項目の□に✓を入れること。)

①「そしゃく機能の喪失」(3級)とは、経管栄養以外に方法のないそしゃく・嚥下機能の障害をいう。
具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、
咽頭、喉頭の欠損等によるもの

②「そしゃく機能の著しい障害」(4級)とは、著しいそしゃく・嚥下機能または、咬合異常による
そしゃく機能の著しい障害をいう。

具体的な例は次のとおりである。

- 重症筋無力症等の神経・筋疾患によるもの
- 延髄機能障害(仮性球麻痺、血管障害を含む)及び末梢神経障害によるもの
- 外傷、腫瘍切除等による顎(顎関節を含む)、口腔(舌、口唇、口蓋、頬、そしゃく筋等)、
咽頭、喉頭の欠損等によるもの
- 口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常によるもの